

肺炎を予防する

「肺炎球菌ワクチン」の接種をおすすめします

市では、高齢者に多い「肺炎球菌」による肺炎を予防するため、平成15年から65歳以上の方を対象に、肺炎球菌ワクチン予防接種料金の一部補助を行っています。

予防接種を希望される方は、かかりつけの医療機関にご相談ください（白石市・蔵王町・七ヶ宿町の医療機関で接種できます）。

肺炎球菌ワクチン

1970年代にアメリカで開発され、日本では1988年に承認されました。肺炎などの感染症を引き起こす肺炎球菌には、84種類の型がありますが、肺炎球菌ワクチンは、このうち強力な23の型に対して免疫をつけることができます。

免疫の有効期間は5年以上といわれていますが、現在、**日本ではこのワクチンの接種は「1回だけ」と決められています。**



- 実施期間 4月1日～平成18年3月31日
- 対象者 65歳以上の方で肺炎球菌ワクチン未接種者
(ただし、市内に住所を有する方)
- 接種料金 8,000円
(自己負担5,000円、市補助3,000円)

◆実施医療機関

〈白石市〉

朝倉医院、海上内科医院、梅津内科医院、大沼医院、柿崎小児科医院、加藤小児科、加藤整形外科小児科医院、公立刈田総合病院、こまつ外科・内科クリニック、齋藤産婦人科医院、柴原耳鼻咽喉科医院・耳鼻咽喉科内科引地医院、白石今野病院、しろがね産科婦人科クリニック、仙南サナトリウム、たかはし内科クリニック、塚本内科消化器科、堤医院、引地泌尿器科内科クリニック、広瀬医院・三浦内科胃腸科クリニック、水野内科クリニック、宮城医院、やまきクリニック、巨理内科胃腸科医院

〈蔵王町〉

内方医院、大泉記念病院、国保蔵王病院、蔵王松本クリニック、さたけ整形外科、佐藤医院・武田医院

〈七ヶ宿町〉

七ヶ宿町国保診療所



【注意】

※これまでに「肺炎球菌ワクチン」を接種したことのある方は、接種できませんので、ご注意ください。

予防接種の申し込み・問い合わせ 健康推進課 ☎22-1362

固定資産縦覧帳簿・課税台帳(名寄帳)の縦覧について

■固定資産縦覧帳簿の縦覧(無料)

平成17年度の固定資産税に係る土地・家屋の所在、地番、地目、地積、床面積、価格などが登録された「縦覧帳簿」を縦覧します。

●縦覧期間 4月1日(金)から5月31日(火)まで。(土・日、祝日を除く。8時30分～17時15分)

●縦覧できる方 固定資産税の納税者、納税者から委任された方

●縦覧場所 税務課固定資産課係

●固定資産課税台帳(名寄帳)縦覧 所有資産の課税内容を税務課で課税台帳を閲覧し確認できます。

【閲覧できる方】

- ① 固定資産の所有者・納税義務者
 - ② ①の方と同居している親族の方
 - ③ ①の方からの委任状を持参の方
 - ④ 納税管理人
 - ⑤ 法人からの委任状を持参した方
 - ⑥ 貸借権・地上権などの権利者
 - ⑦ 借地借家人⑧資産処分権保有者
 - ※⑥⑦⑧の方は、権利を確認できる書類が必要です。
- 手数料 1件200円(ただし①～⑤の方が、4月1日～5月31日の間に行う閲覧は無料です)
- ※閲覧・縦覧いずれの場合も、本人確認のため免許証・保険証などまたは納税通知書を持参ください。
- ☎ 税務課固定資産課係
22-1313

国民年金からののお知らせ

■4月から「若年者納付猶予制度」が始まります

この制度は、20歳代の第1号被保険者で所得の少ない方が、保険料を後払いできる制度です。若年者の雇用状況が厳しいことや、将来の無年金・低年金となることを防止するため、同居している世帯主の所得に関わらず、本人や配偶者の所得要件で、保険料納付を猶予し、後で追納できます。

●申請期間 今年のみ4月から、来年からは7月からの申請になります。毎年申請が必要です。

●申請手続き先

市庁舎1階 国民年金相談係

●持参する物

年金手帳、印鑑

※国民年金の第1号被保険者である学生さんには、本人の所得が一定以下の場合、申請により国民年金保険料の納付を猶予する学生納付特例制度もあります。

■第3号被保険者の届け出もれを救済します！

第3号被保険者の届け出が遅れた場合、従来は被保険者の期間を届出日から2年前までしかさかのぼれず、それ以前の期間は、「保険料未納」となっていました。が、特例の届け出により、2年間を超える期間も保険料納付済期間として認められることになりました。なお、平成17年3月までに届出があった期間については、特例の届け出は必要ありません。

■国民年金保険料はまとめて納めると大変お得です

平成17年度国民年金保険料額は、1カ月13,580円です。保険料の納め忘れがないように、保険料を前もってまとめて納める前納制度のご利用をお勧めします。保険料も割引があり、4月中に1年分をまとめて前納する場合は、毎月納めた場合より2,900円もお得になります。

〈社会保険事務局大河原事務所〉
☎ 0224-5113111

☎ 市民課国民年金相談係
22-1312

住宅金融公庫からのお知らせ

「フラット35」は、住宅金融公庫が支援する民間金融機関の長期固定金利の住宅ローンです。

- 最長35年間の長期固定金利
 - 融資限度額は最高で5千万円
 - 保証料・繰上返済手数料0円
 - 住宅の質を確保
 - 中古住宅の取得も対象
- ☎ 住宅金融公庫東北支店
022-2227-5554

—— 思いやりのある良質で信頼される医療を目指して ——

公立刈田総合病院紹介



◎公立刈田総合病院 ☎25-2145

⑭ 県南唯一の災害拠点病院 (その2)

刈田病院は「災害拠点病院」として、病院機能が停止しないよう免震構造を採用すると同時に、(災害の規模にもよりますが) 電力供給・空調や給排水機能が確保可能な体制を構築しています。

《免震構造の導入》

約120m×140mの1階床盤の地下に免震装置を導入し、頻度の高い中小地震や強風の揺れを緩和するとともに、大地震時においても建物の揺れ低減、医療機器・什器などの転倒防止を図ることで安全性の確保を実現しました。

《電力の2回線受電》

医療にとって重要な機器などが停電によりダウンすることがないように、電力会社の変電所から2ルートによる本線・予備線の2回線供給を図り、合わせてコージェネ

発電機の導入により電源の危険分散化を行っています。

《ピロティ型エントランス》

通常、屋根つき玄関として雨・雪の影響を受けないで車などの乗降をしている空間は、災害時には有効なトリアージ(治療優先順位決定)空間として使用され、医療ガスや電源設備のある外来待合ホールと連結して被災者の迅速な治療や処置が行えます。

《水源ならびに非常食の確保》

災害時、水道給水本管の破損などを考慮して、給水車から自吸式ポンプを経由して受水槽に供給できるシステムや備蓄庫に入院患者全員分の非常食(2日分)を確保しています。

《災害時のトイレの確保》

阪神淡路大震災の教訓から、災害時でもトイレが使用できるように、地下の免震ピットに雨水貯留槽を設け、約1週間分のトイレ洗浄水を確保しています。